

☆就学援助制度について

宇陀市の小・中学校に通う児童・生徒の保護者で、経済的な理由等により学用品費や給食費等、学校で必要な費用の支払いにお困りの保護者に対し、その一部を援助する制度です。ここでは、教育委員会が認定する準要保護制度についてお知らせします。

申請

4月当初に全員にお知らせ文書をお渡しします。希望される保護者には申請用紙をお渡しします。年度途中での認定も可能です。担任または学校までご連絡ください。



審査

所得の審査があります。申請すれば必ず認定されるというものではありません。



認定

認定されるとその年度中、給食費・学用品費・通学用品費・修学旅行費等の一部が、学期ごとに支給されます